

学校における健康診断の進め方 —学校保健安全法施行規則の一部改正をふまえて—

長野県教育委員会事務局保健厚生課

1 学校における健康診断の目的と役割

児童生徒等の健康診断は、学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づいて行われる。

学校保健安全法では、学校における児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定めており、学校における健康診断は、この中核に位置する。また、学習指導要領解説特別活動編において「健康安全・体育的行事」として例示されており、教育活動として実施されるという一面も持っている。

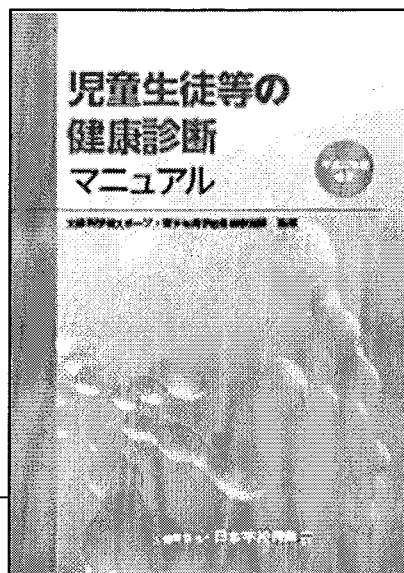
このことから、学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるといふ、大きく二つの役割がある。

2 これからの児童生徒等の健康診断について

近年、児童生徒等の心身の健康課題が深刻かつ多様になってきており、学校における保健教育・保健管理の重要性が一層高まっている。

これを踏まえて、文部科学省は平成 26 年 4 月 30 日付けで、学校保健安全法施行規則を一部改正し、その改正内容を反映した『児童生徒等の健康診断マニュアル（平成 27 年度改訂）』が（公財）日本学校保健会から改訂・発刊された。

これに伴い、28 年度から学校における児童生徒等の健康診断が、次のとおり変更される。（平成 28 年 4 月 1 日施行）



【児童生徒等の健康診断の改正概要】

- ・「座高」「寄生虫卵の有無の検査」を必須項目から削除
- ・「四肢の状態」を必須項目へ追加
- ・保健調査の実施時期を「小学校入学時及び必要と認めるとき」から「小・中・高・高等専門学校^{（注）}の全学年（特別支援学校の小・中・高等部を含む）、幼稚園、大学については必要と認めるとき」に変更

(1) 改正に係る変更点

① 座高測定を必須項目から削除

このことに伴い、身長・体重成長曲線の積極的な活用がマニュアルに明記された。

今後、改訂版のマニュアルに添付されたプログラム（CD-R）を活用し、身長・体重の測定値を成長曲線によって正しく評価していくための準備を進めることになる。

今年度は、年度内にエクセル原票を作成することを目標に、28 年度に準備・研修等を進め、29 年度に小・中学校では完全実施できるよう推進する予定。

ただし、養護教諭だけでは対応が困難なことが予想されるので、各学校において、養護教諭が校内職員と連携を図って進められるよう、学校全体での取組みにご配慮をお願いしたい。

② 寄生虫卵検査を必須項目から削除

地域の実情に応じて継続実施する場合がある。(各自治体の判断)
小・中学校においては、市町村教委と相談・確認する。
県立学校については、28年度から実施しない。

③ 四肢の状態(運動器検診)を必須項目に追加

現代の子どもたちには、過剰な運動あるいは運動の不足を原因として、運動器に関する様々な問題が増加しており、学校でもこれらの課題に対応することが求められている。

定期健康診断における運動器検診は、成長発達の過程にある児童生徒等について、日常生活や学業に支障があるような疾病・異常等を内科検診時にスクリーニングすることを目的に行われる。(=専門機関受診への橋渡し) 流れの想定は以下のとおり。

定期健康診断における運動器検診の流れ(想定)

<準備>

ア 運動器検診に関する説明

イ 検診実施前の事前調査と情報の収集

(ア) 家庭における健康観察:「保健調査票」または「運動器検診調査票」による

(イ) 学校における情報収集:(担任、体育教諭等による日常の健康観察や、前年度の健康診断結果の確認等)

⇒ 養護教諭は上記(1)(2)の情報を整理

<検診当日>

ア 養護教諭は上記の情報を健康診断の際に学校医に提供
(確認を要する部位について、学校医に説明する)

イ 学校医による診察

学校医は、学校から伝えられた上記イの情報に基づき、該当部位を確認し、精査の必要の有無を判断

<事後措置>

学校は学校医の判断に基づいて家庭に整形外科受診を勧奨

県教育委員会では、日本学校保健会発行の『児童生徒等の健康診断マニュアル』をもとに、長野県医師会のご意見もお聞きしながら、進め方や問診票について検討し、運動器検診に係る参考資料(調査票案含む)を示している。(県教育委員会ホームページ参照)

小・中学校においては、学校設置者(市町村教委)や地区医師会及び学校医と相談して進める。現時点では、運動器検診に係る調査票を、県下一斉に活用するなど、対応を統一する予定はないので、地区毎、関係機関と連携を図って進めることになる。

県立学校においては、基本的な保健調査票の中で整形外科の問診6項目を追加し、家庭での観察から情報を収集することを想定している。別に運動器検診調査票を活用する場合は、県教育委員会の参考例をもとに、学校医とも相談の上、進める。

④ 保健調査を全学年で実施(小学校、中学校、高等学校、高等専門学校)

今回の改定では、保健調査票による家庭での観察の重要性が強調されている。健康診断を行う前提として、児童生徒等の学校生活に支障がないよう配慮し、また限られた時間の中でスクリーニングを行うため、保健調査の実施学年の見直しが行われた。この改訂の趣旨を踏まえて実施するため、保護者にも十分理解を促すことが必要となる。

設問項目：眼科領域 25「色まちがいをすることがある」、整形外科領域 39～44 までの「運動器に係る 6 項目」が追加されている。

小・中学校は、市町村教育委員会や地区医師会及び学校医と相談の上、県立学校においては、県の参考様式を基に、学校医と相談して改訂の趣旨を踏まえた保健調査票を学校ごとに作成して活用する。

(2) 様式等改正への対応

「児童生徒健康診断票」は、健康診断の実施項目が変更されていることから、原則として新年度から新様式へ切り替える。

ただし、最終学年（新中 3・新高 3）については、「28 年度は旧様式へ追加項目を手書きで追記」といった対応でもやむを得ないとし、各学校で対応する。

29 年度は、全ての学年で新様式へ移行することになる。

(3) 色覚の検査について

学校における色覚検査は、平成 15 年度から児童生徒等の健康診断の必須項目から削除され、希望者に対して個別に実施することとなっている。学校医等による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えていただくようお願いしている。

教職員が、色覚異常について正確な知識を持ち、常に色覚異常を有する児童生徒がいることを意識して、学習指導、生徒指導、進路指導等において配慮を行い、適切な指導を行う必要がある。詳しくは、日本学校保健会の関連ホームページ「学校保健ポータルサイト」の資料参照。

色覚の検査は定期健康診断の項目に含まれていないが、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま進学・就職等で不利益を受けることがないように、学校医による健康相談等において、必要に応じて個別に検査を行う。

3 まとめ

(1) 目的・役割を踏まえた健康診断の実施が肝要

(2) 制約のある環境下において、効果的に健康診断を行うことができるよう、また、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するためには、家庭・地域、学校、学校三師等が連携して児童生徒の健康診断に取り組む

(3) 保健調査票は、健康診断を的確かつ円滑に実施するために重要

(4) 運動器検診は、学業を行うのに差支えがあるような疾病・異常等が疑われる場合に医療機関受診勧奨

(5) 健康診断結果は、保健相談、保健指導、保健教育、組織活動において活用

* 各学校においては、学校医に確実にマニュアルを届けるとともに、改正の要点の確認と打ち合わせを丁寧に行って、28 年度の健康診断の準備を進めていただきますようお願いいたします。